

委員長の報告を求めます。文教委員長中村靖君。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案及び
同報告書

卷之三

○中村靖君　ただいま議題となりました教育職員免許法等の一部を改正する法律案について、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

第六に、教職に関する単位を修得させるための一年間の教職特別課程を大学に設置することができるものとすること、

第七に、本法は昭和六十四年四月一日から施行することとし、大学等に対する新しい免許基準の適用は昭和六十五年四月一日からとすること、

このほか、本法の施行に当たつて、旧免許状を有する者についての所要の経過措置並びに教育職員免許法施行法等について規定の整備を行うことと

等であります。

員の資質の保持と向上を図るためにものであります
して、その主な内容は、
第一に、普通免許状の種類を改め、大学院修士課程修了程度を基礎資格とする専修免許状を新たに設け、小中学校等の教諭及び養護教諭の一級普通免許状並びに高等学校の教諭の二級普通免許状をそれぞれ一種免許状とし、小学校等の教諭等の二級普通免許状を二種免許状とすること、
第二に、二種免許状を有する者で教員に採用されたものに對して、一種免許状の取得の努力義務を課すこととし、現行の一級普通免許状を取得する場合に十五年以上の在職経験のある者は単位

第三に、小中高等学校等の教科または教科の領域の一部に係る事項について、社会的経験を有する者に対し授与する、場所と期間を限定した特別免許状を新たに設けること、

第四に、教科の領域の一部に係る事項等の教授または実習を担当する非常勤講師については、免許状の授与権者の許可を受けて、免許状を有しない者を充てることができることとすること。

第五に、大学において普通免許状の授与を受けるために修得することを必要とする専門教育科目の単位数を引き上げること。

第六に、教職に関する単位を修得させるための一年間の教職特別課程を大学に設置することができるものとすること。
第七に、本法は昭和六十四年四月一日から施行することとし、大学等に対する新しい免許基準の適用は昭和六十五年四月一日からとすること。
このほか、本法の施行に当たって、旧免許状を有する者についての所要の経過措置並びに教育職員免許法施行法等について規定の整備を行うこと等であります。

本案は、さきの第百十二回国会に提出され、今国会に趣旨審査されていたものであります。

今国会におきましては、去る十月二十日本会議においては、翌二十一日中島文部大臣から提案理由の説明を聴取し、同月二十六日から質疑に入り、参考人の意見を聴取する等、慎重な審査を行いました。

かくて、去る十一月四日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党から賛成、日本社会党・護憲共同及び日本共産党・革新共同から反対の意見がそれぞれ述べられ、採決の結果、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

環として、一九四九年に制定をされたものであります。

戦前の師範学校を中心とする閉鎖的教員養成制度を否定し、大学における教員養成、開放制免許主義、教職の専門職性と現職教育の重視などを原理として成立したものであります。

それが、戦後の教育の発展、とりわけ教師の力量形成や連帯の強化に果たしてきた役割は、極めて大きかったと言えましょう。したがって、学問の自由と大学の自治を根幹に据えた大学で教員を養成するという、戦後の教員養成制度改革の理念をなし崩しにしてはならないということであります。

開放制の原則は、広く一般大学の卒業者にも教職への道を開くとしたものであります。教科の専門性や指導技術にのみ偏った画一的な教員であるべきではなく、幅広い教養と広い視野を身につけていることが期待されていましたからであります。

しかるに、本法案は、教職員免許状を三種類に種別化し、階層化して、その取得をすべき単位数を引き上げることによって、戦後長年にわたって続けられてきた開放制の原則を踏みにじるものになつてしていることを厳しく指摘をしておかなければなりません。

偏差値の輪切りによる受験競争の激化によって、知識偏重教育の中に子供たちは押し流され、さらには、いじめあるいは非行等が教育の荒廃に拍車をかける結果を引き起こしてきたのであります。

こうした問題を断ち切るためにも、教育基本法が求める人格の完成へと子供たちを導くことこそが、改めて大切になってきているのであります。

教師間の相互連帯とためみない自己研修の積み上げは、毎日の授業や生活指導に必ず生かされます。そして、子供たちが持っている無限の可能性を引き出してやることが教育なのでないでしょ

うか。それは、免許状の種類によって変わるもの

ではないのであります。それだけに、開放制の原則はますます重要視されなければなりません。

本法案は、免許状を三種類化し、教職科目の単位数をふやすことにしております。このため、専修免許状は、極めて限られた教員養成機関でしか取得できません。単位取得に対応できるのは、国立の教員養成専門の大学院ですら二十九大学院に限られることは、文部省も委員会答弁で認めただとこであります。これでは、私立大学に至つては、その単位取得は絶望的と言つても過言ではないであります。これまた開放制の原則に反することとは明らかであります。

次に、免許状の種別化は教員の格付になり、教員を学歴で判断することになりますかねない点であります。

免許状の階層化は、教師の単位取りや進学、昇進志向をおり、正常な研修、研究による教師の力量形成の努力を妨げ、教師の日常不斷の努力に対する評価を誤らせる事になるであります。

本法案は、上級免許状の取得を義務づけております。問題は、その内容と方法であります。

現行法では、十五年間を問題なく勤め上げた二級免許状持者には無条件で一級免許状が授与されていましたが、改正案では、十五年間に所定の単位を取得しないと、経験年数による評価はゼロにされてしまうのであります。このことは、教育の現場主義を否定し、教育経験を軽視するものであります。

既に触れましたように、教師にとって重要なことは、教科指導や生活指導を通して子供たちと真剣に取り組むことであり、そのため必要な研さんを積むことであります。その点を軽視することは、まさに教育現場を無視したやり方であると言わなければなりません。

さらに、上級免許状の取得のために大学や大学院で単位を取得しなければなりませんが、教師の自発的意図で自由に通学できることにはなってお

一、去る十月二十日、本院は、日本放送協会経営委員会委員に石井幹子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(通知書受領) 一、去る十月二十六日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

著作権法の一部を改正する法律

防衛厅設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律

(報告書受領) 一、去る十月二十八日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和六十三年度第一・四半期における予算使用の状況

一、去る十月二十九日、内閣から次の報告書を受領した。

昭和六十三年度第一・四半期における国庫の状況

(理事補欠選任) 一、去る十月二十七日、地方行政委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 平林 鴻三君 (理事岡島正之君去る七月十四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任) 一、去る十月二十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

選任

辞任

補欠

選任

辞任

補欠

選任

辞任

補欠

選任

外務委員

辞任

補欠

選任

辞任

補欠

選任

辞任

補欠

選任

辞任

補欠

選任

東中 光雄君
岡崎万寿秀君

東中 光雄君
岡崎万寿秀君

選任

辞任

補欠

選任

辞任

補欠

選任

辞任

補欠

選任

大蔵委員

辞任

補欠

内閣委員

辞任

補欠

社会労働委員

辞任

補欠

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

松田 岩夫君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

鈴木 恒夫君

谷垣 賢一君

早川 勝君

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

鈴木 恒夫君

谷垣 賢一君

早川 勝君

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

鈴木 恒夫君

谷垣 賢一君

早川 勝君

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

鈴木 恒夫君

谷垣 賢一君

早川 勝君

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

鈴木 恒夫君

谷垣 賢一君

早川 勝君

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

鈴木 恒夫君

谷垣 賢一君

早川 勝君

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

鈴木 恒夫君

谷垣 賢一君

早川 勝君

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

鈴木 恒夫君

谷垣 賢一君

早川 勝君

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

鈴木 恒夫君

谷垣 賢一君

早川 勝君

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

鈴木 恒夫君

谷垣 賢一君

早川 勝君

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

鈴木 恒夫君

谷垣 賢一君

早川 勝君

川端 達夫君

安培 基雄君

金子 一義君

江田 五月君

大出 俊君

村井 仁君

河野 正君

堀内 和見君

木村 義雄君

金子 みつ君

塙田 延充君

相沢 英成君

伊藤 勇君

木下敬之助君

平石磨作太郎君

</div

昭和六十三年十一月八日 衆議院会議録第十四号

朗読を省略した議長の報告

医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部

改正する法律案

一、去る十月二十日、参議院に送付した内閣提出

案は次のとおりである。

学校教育法の一部を改正する法律案(第百十二回)

(議案通知書受領)

一、去る十月二十六日、参議院において次の内閣

提案を可決した旨の通知書を受領した。

著作権法の一部を改正する法律案(第二百十二回)

(議案通知書受領)

一、去る十月二十八日、議員から提出した質問主

案は次のとおりである。

国会内閣提出、本院継続審査

防衛廳設置法及び自衛隊法の一部を改正する法

(議案通知書受領)

一、去る十月二十九日、議員から提出した質問主

案は次のとおりである。

防衛廳設置法及び自衛隊法の一部を改正する法

(議案通知書受領)

一、去る十月二十七日これを承認した。

地方行政委員長から提出した次の国政調査承

認要求に対し、議長は去る十月二十七日これを承認した。

一、去る十月二十八日、内閣から次の答弁書を受

領した。

（質問主意書）

一、去る十月二十八日、内閣から次の答弁書を受

領した。

（質問主意書）

一、去る十月二十八日、内閣から次の答弁書を受

領した。

（質問主意書）

一、去る十月二十八日、内閣から次の答弁書を受

領した。

（質問主意書）
 一、去る十月二十八日、内閣から次の答弁書を受領した。
 衆議院議員竹内猛君提出生乳取引等の速やかな改善措置に関する質問に対する答弁書
 衆議院議員滝沢幸助君提出皇位の尊嚴と憲法に關する質問に対する答弁書
 衆議院議員滝沢幸助君提出國務大臣と國會との關係についての質問に対する答弁書

そう露呈していることを指摘せねばならない。

現に本文質問第七項で指摘しているごとく、本年もあと二ヵ月余を残すのみとなりながらも、本來は生乳生産の特性に基づく典型的な生産者といふ弱者における取引の安定性を確立するために、

業協同組合法第十条第一項第十一号の団体協約の締結又は変更の必要性が極めて重要な規定となつてゐるのもかわらず、いまだに全国的にはいわゆる「暫定払いを脱得しない情勢など、まことに由々しい問題を抱えていると言わざるを得ない。しかも、我が国農業関係者に計り知れない深刻な衝撃を与え、且つ今後いちだんと民族・国家の自立ですら損なうほどの事態に発展せざるを得ないものとして憂慮されるので、緊急なる改善を要すると考える。

従つて、次の事項について質問する。

一、全国生乳連(昭和五十九年設立、昭和六十年認可、農協法人)は、会員の切実な要請を受けて会員との引取メーカー大手三社に対し、農協法及び関係法規に即した所定の手続をもつて、昭和六十二年三月以降今日まで九回に及ぶ「団体協約締結のための申込み」を行ひ、あわせて当局への支援を求めてきたが、メーカー側は腑に落ちる何らの理由も示さずに、一様にこれを拒否し続けている。この事態について、政府はメーカー側のこの態度についてなぜ今までこれを見是としているのか明らかにせよ。

二、農業協同組合法と中小企業等協同組合法とは同様の主旨のもので、日本国憲法(第二十九条)を母法として成立している組織法と理解しているが、両者のそれぞれの事業規定には「組合員の経済的地位改善のためにする団体協約の締結」なる文言が記されている。しかるところ、一方の中小企業等協同組合法にはこの事業規定を担保する意味での応諾義務規定が確認されているにもかかわらず、農業協同組合法にはその定めがないばかりか、中小企業等協同組合法には當

該種目の販売・購買の有無にかかわりなく取引相手側との対等性が行使できる可能性を持つて

いるが、このことの改善措置をいかに講じたか明瞭にせよ。

三、そもそも取引当事者間の行う「取引契約」とそれに関する「団体協約」とは、それぞれいかなるものか。その定義と具体的な「契約」並びに「協約」における成立条件について示せ。

四、法的能力を確実に具備し、対外的な法的対抗権を持つ全国生乳連に対し、メーカー側の一方的拒絶について、「農協だからそれは自らのものである」とのみで、全国生乳連の設立當時より終始一貫して全くの支援助長をしない当局の態度は、今後自由化進行下における我が國農民の自發的な新たな順法的対応の必要を考えるとき、まさに重大な事柄に属することと言わねばならぬ、「団体交渉権確立」の能力こそが新世紀に問われるべき課題と理解するが、政府はいかなる見解を持つか明らかにせよ。

五、六十一年よりメーカー側から生産者団体に押しつけたことから発生している「用途無指定、その他向け」は、近時いつそうの割合が拡大され、そのほとんどの使途は飲用向けであるにもかかわらず、メーカー側の原乳買いたたきの手段となつていて、私は把握しているが、その実態について政府はこれをどのように認識しているのか。また、この件について指導方針を明確に示せ。

六、また、前項のことときは明らかに不公正な取引であるので、そのことについて改善の必要を重ねて要請してきたが、当局はいかなる措置をとったか明らかにせよ。

七、全国的にはいまだに六十三年度乳価は、その多くが取引当事者間における決着がいまだにつづかず、いわゆる「暫定払い」のまま経過していると聞く。しかも一方では緊急と称する乳製品輸入が累次にわたって行われようとしており、生産者のいきどおりは、頗る問題性なしとしてい

るが、このような事態に対する行政責任をどのように認識しているか示せ。

右質問する。

内閣衆質一一三第一九号

昭和六十三年十月二十八日

内閣總理大臣 竹下 登

衆議院議長 原 健三郎殿

衆議院議員竹内猛君提出生乳取引等の速やかな改善措置に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

[別紙]

衆議院議員竹内猛君提出生乳取引等の速やかな改善措置に関する質問に対する答弁書

一について

全国生乳需給調整農業協同組合連合会（以下「全国生乳連」という。）と大手乳業メーカー三社との間の団体協約締結については、両当事者間に問題であると考えている。

大手乳業メーカー三社は、全国生乳連に対し、現にこれらの大手乳業メーカーと指定生乳生産者団体（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第二百十二号。以下「不足払い法」という。）第九条第一項の指定生乳生産者団体をいう。以下同じ。）との間で生乳取引に係る交渉を行っているところであるので、全国生乳連との交渉には応じられない旨回答したと聞いている。

農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十号）においては、農業協同組合及び農業協同組合連合会（以下「組合」と総称する。）が行うことができる事業の一として「組合員の経済的地位の改善のためによる団体協約の締結」を定めており、この団体協約締結のための交渉は、他の法律により特に定められている場合を除いて、組合の自主的な活動にゆだねられている。

なお、農業協同組合法上は、団体協約の締結の対象となる取引については、組合が自ら事業として行うことができる取引と同種類のものには限定されていない。

三について

一般に、組合の組合員（会員を含む。以下同じ。）が締結する「取引契約」とは、組合員との取引相手方とが、取引について価格、数量等を約定することにより成立する法律行為である。

農業協同組合法上「団体協約」とは、組合が、組合員の経済的地位の改善を図るために、組合員と組合員の取引相手方との間の取引条件等について、組合員の取引相手方との間で書面をもつて約定することにより成立する法律行為である。

四について

全国生乳連による団体協約締結については、農業協同組合法に定められている事業として、その自主的な活動により行われるべきものであると考えている。

生乳受託販売（不足払い法第五条の生乳受託販売をいう。）に係る販売元価格の約定の方法については、不足払い法の規定に則り生乳取引の実態に応じて適切に行われるよう指導しているところである。

御指摘の「用途無指定その他向け」という区分の設定については、指定生乳生産者団体と乳業メーカーとの話し合いにより設けられているものであり、生乳取引の公正と安定が確保される限り問題はないと考えている。

五について

昭和六十二年十二月二十八日「皇位繼承に關する儀禮等についての質問主意書」を提出して政府の見解を質したが、その答辯書は「憲法の趣旨に沿ひ、かつ、皇室の伝統等を尊重したものになると考えている」としたに止まり一切、具體的な事項には觸れずして「研究中」とされた。

六について

越えて六十三年一月二十九日、豫算委員會における小員の質疑に對する答辯も全く同様であった。

七について

このことは「天皇の地位は主權の存する國民の總意に基く」とした憲法の文章にまつまでもなく、國民ひとしく、之を知らむと願ひ、且つ又、當然知らされて可なるべきものであつたと信ずる。

八について

ところが今般、雑誌「文藝春秋」十一月號（一二六頁～一三三頁）に政府の内部「研究」が急速に具體化したことが報ぜられ、國民の間に複雑な思ひが渦巻いてゐる。

九について

之は國政上極めて重大なことであるので、以下

を指導してまいりたい。

なお、脱脂粉乳及びバターの輸入については、脱脂粉乳及びバターの需給及び価格の動向等を勘査して、その需給及び価格の安定を図るために、不足払い法の規定に基づき行っているものである。

三について

一般的に、組合の組合員（会員を含む。以下同じ。）が締結する「取引契約」とは、組合員との取引相手方とが、取引について価格、数量等を約定することにより成立する法律行為である。

農業協同組合法上「団体協約」とは、組合が、組合員の経済的地位の改善を図るために、組合員と組合員の取引相手方との間の取引条件等について、組合員の取引相手方との間で書面をもつて約定することにより成立する法律行為である。

四について

皇位の尊嚴と憲法に關する質問主意書

提出者 滝沢 幸助

衆議院議長 原 健三郎殿

皇位の尊嚴と憲法に關する質問主意書

誰んで

天皇陛下の御平癒をお祈り申上げます。

さて、小員は

昭和六十二年十二月二十八日「皇位繼承に關する儀禮等についての質問主意書」を提出して政府の見解を質したが、その答辯書は「憲法の趣旨に沿ひ、かつ、皇室の伝統等を尊重したものになると考えている」としたに止まり一切、具體的な事項には觸れずして「研究中」とされた。

五について

古來、葬列を行はない大葬はないとされてゐる。見解如何。

六について

皇位の繼承は「践祚の儀」「即位の儀」「大嘗祭」の三式あつて完成するといふ我國古來の傳統に

ついては検討中。

七について

劍璽渡御の儀は、國事行為・根拠 皇室經

濟法。

八について

元號の制定は新帝の裁許によるものと解してよい。

九について

古來、葬列を行はない大葬はないとされてゐる。見解如何。

十について

皇室といふが如き見解は當を得ないと思ふが如何。

十一について

アメリカ合衆國大統領の就任式、英國の戴冠式などを参考するに、宗教と憲法及び法律との關係は、文明諸國にあつては、その源泉をその國の傳統習慣に求めて、これを優位にしてゐる。

かく見ると、建國一千六百五十年の傳統を有する我國にあつて天皇個人の宗教といふが如き見解は當を得ず、憲法の文章と皇室の傳統は渾

然合ひなるものと解すべきである。所見如何。
政府は皇位が尊嚴なものであると認めるか。如何。
一 右の見識に立つ時、將來あり得べき皇位繼承に關する諸般の禮典は須く我國の古來の傳統を全く繼承しつゝ、正式完全に行はれるべきである。更に之を世界に披露して、我國の美風と世界平和への希求を廣く顯傳すべきであると思ふが、如何。

然合一なるものと解すべきである。所見如何。
政府は皇位が尊嚴なものであると認めるか。如
此。

の儀式は、内閣の責任において行われ、憲法の趣旨に沿い、かつ、皇室の伝統等を尊重したも

にその場に即しその時に臨んでの生々しい論議、論戦を國民の前に展開することを要求したもの。著つて我國の議會こそ之が行はれ、今者外國

内閣衆議院第三二三号
昭和六十三年十月二十八

內閣總理大臣

大亞
竹下
登

古の見識で立つて、將來あり得べる事立體

のになると考へているが、その具体的な内容等について、お答えできる段階にはない。

て、嘗て我國の議會は之が行はれ、諸國の議會に之が爲されてゐることに鑑み、勇を鼓

衆議院議長 原健三郎殿

本国民の総意に基づくことは、御指摘のとおりなれども、天皇は日本國の象徴であり日本國民統合の象徴であつて、その地位が主權の存する日本國の天皇である。

して議會と政府本來の姿勢を取りもどすべきである。見解如何。

一、議運と國對の二重構造が生んだ審議せぬ國會の在り方について

國會は當然議長が之を運営し、議院運営委員

衆議院議員淺沢幸助君提出國務大臣と國外請願書を提出する。別紙についての質問に対し、別紙答弁書を送付する。

一 先に記したる如く憲法第一條により「國民の總意に基いて」皇位が確立されてゐるとする

からば、その國民の代表であり國權の最高機關たる國會が、皇位繼承に關する手續禮法等は知らざるべからず、更に國民はその國會を通じて之を知るべきである。然るに今日までの一連の作業は、この憲法の趣旨をないがしろにしてゐるが如くである。見解如何。

内閣衆質一二三第二二号
昭和六十三年十月二十八日

衆議院議長 原健三郎殿 内閣總理大臣 竹下登

衆議院議員灌沢幸助君提出皇位の尊嚴と憲法に關する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員滝沢幸助君提出皇位の尊嚴と憲法に關する質問に対する答弁書

から三までについて
調査の資料の存在については、これを確認

することができない。

元号法(昭和五十四年法律第四十三号)第一項の規定により、元号は政令で定める」ととなつた。

てごめん。

天皇の崩御及び皇位の繼承があつたときに行われる諸儀式のうち、國事に關する行為として

昭和六十三年十一月八日 衆議院會議錄第十四

朗読を省略した議長の報告

内閣衆質一三第三号
昭和六十三年十月二十八日

衆議院議員瀧沢幸助君提出國務大臣と國會との關係についての質問に対する答弁書

衆議院議長 原 健三郎殿
内閣總理大臣 竹下 登

〔別紙〕

一について

国会における國務大臣等の答弁のための質疑は、當該質疑に対し、より適切な答弁を行うための参考とするものである。

二について

お尋ねの件については、国会運営に係るものであるので、政府として見解を述べることにし控えたい。

三について

國民の信頼を得て政治を進めるることは極めて大切なことであり、政府としては、行政の遂行に当たり、今後とも、國民の信頼と期待にこえるべく、一層努力する所存である。

一、去る一日、内閣から次の答弁書を受領した
衆議院議員岡崎万寿秀君提出地方自治体による老人アパート建設に対する國の助成に関する質問に対する答弁書

地方自治体による老人アパート建設に対する國の助成に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十三年十月十九日

提出者 岡崎万寿秀

衆議院議長 原 健三郎殿
地方自治体による老人アパート建設に対する國の助成に関する質問主意書

近年、「高齢化社会の到来」とその対策の必要が強調されているが、今日高齢者とくに独り暮

(後天性免疫不全症候群の予防に関する法律)
(目的)

第一条 この法律は、後天性免疫不全症候群(以下「エイズ」という。)の予防に関し必要な措置を定めることにより、エイズの蔓延の防止を図り、もつて公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、エイズの予防に必要な施策を講ずるとともに、エイズに関する正しい知識の普及を図らなければならない。

2 国は、前項に定めるものほか、エイズに関する情報の収集及び研究の推進に努めなければならぬ。

3 国及び地方公共団体は、前二項の施策を講ずるに当たっては、エイズの患者等の人権の保護に留意しなければならない。

(国民の責務)

第三条 国民は、エイズに関する正しい知識を持ち、その予防に必要な注意を払うように努めるとともに、エイズの患者等の人権が損なわれることがないようにしなければならない。

(医師の責務)

第四条 医師は、エイズの予防に関する知識を有するよう努めなければならない。

(医師の指示及び報告)

第五条 医師は、エイズの病原体に感染している者(以下「感染者」という。)であると診断したときは、当該感染者又はその保護者(親権を行なう者は後見人をいう。以下同じ。)に対し、エイズの伝染の防止に関する必要な指示を行い、七日以内に、文書をもつて、当該感染者の年齢及び性別、当該感染者がエイズの病原体に感染したと認められる原因その他の厚生省令で定める事項を当該感染者の居住地(居住地がないか、又は明らかでないときは、現在地以下同じ。)を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

(感染者の遵守事項)

第六条 感染者は、人にエイズの病原体を感染させるおそれがあると認められた者又はそのおそれがあると著しい行為をしてはならない。

2 感染者は、前項に定めるものほか、前条の規定を遵守するよう努めなければならない。

(医師の通報)

第七条 医師は、その診断に係る感染者が第五条の規定による指示に従わず、かつ、多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあると認めるときは、その旨並びに当該感染者の氏名及び居住地その他厚生省令で定める事項をその居住地を管轄する都道府県知事に通報するものとする。

2 医師は、その診断に係る感染者にエイズの病原体を感染させたと認められる者が更に多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあることを知り得たときは、その旨並びにその者の氏名及び居住地その他厚生省令で定める事項をその居住地を管轄する都道府県知事に通報することができる。

(都道府県知事の健康診断の勧告等)

第八条 都道府県知事は、感染者であると疑うに足りる正当な理由のある者が不特定かつ多数の者にエイズの病原体を感染させるおそれがあると認めるときその他のエイズの予防のため特に必要があると認めるときは、その者に対して、期限を定めて、感染者であるかどうかに関する医師の健康診断を受けるべきことを勧告することができる。

(医師の指示及び報告)

第九条 都道府県知事は、第七条第一項の通報に係る感染者若しくは前条第二項に規定する健康

診断により感染者であると確認された者又はその保護者に対する指示を行なうことができる。

第十条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、当該職員に、感染者若しくは感染者であると疑うに足りる正当な理由のある者又はその保護者に対し、必要な質問をさせることができる。

2 前項の規定により質問をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(伝染病予防法の適用)

第十一條 この法律に基づき都道府県知事が行う事務については、これを伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)の規定による伝染病予防事務とみなして、同法第十八条ノ二第二項、第十九条ノ三、第二十二条、第二十二条ノ二及び第二十五条の規定を適用する。この場合において、同法第十九条ノ二中「伝染病予防上」とあるのは、「後天性免疫不全症候群ノ予防ノタメ」とする。

2 前項の場合における伝染病予防法第二十八条の規定の適用については、同条中「此ノ法律中」とあるのは、「此ノ法律(後天性免疫不全症候群の予防に関する法律)」である。

3 職務上の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

(大都市の特例)

第十二條 この法律中都道府県知事又は都道府県の職員の権限に属するものとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)においては、政令で定めるところにより、指定都市の長又はその職員が行うものとする。この場合においては、この法律中都道府県知事又は都道府

県の職員に関する規定は、指定都市の長又はその職員に関する規定として、指定都市の長又はその職員に適用があるものとする。

第十三条 前条の規定により指定都市の長がした処分に係る審査請求についての裁決に不服がある者は、厚生大臣に対して再審査請求をすることができる。

(罰則)

第十四条 医師が、感染者であるかどうかに関する健康診断又はエイズの治療に際して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときは、六年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 第七条の規定による通報の受理、第八条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令、第九条の規定による指示又は第十条の規定による質問に関する事務に従事した公務員又は公務員であった者が、その職務の執行に関して知り得た人の秘密を正当な理由がなく漏らしたときも、前項と同様とする。

3 職務上の秘密を漏らしたときも、第一項と同様とする。

4 第十五条 感染者であるとの人の秘密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

5 第十六条 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第二項の規定による命令に違反した者

二 第十条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

三 第八条第二項の規定による命令に違反した者

四 第十条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

五 第十条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

六 第十条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

七 第十条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

八 第十条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

九 第十条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

十 第十条の規定による質問に対して虚偽の答弁をした者

13

(伝染病予防法の適用)

事務については、これを伝染病予防法（明治三十年法律第三十六号）の規定による伝染病予防事務とみなして、同法第十八条ノ一第二項、第十九条ノ三、第二十二条、第二十二条ノ二及び第二十五条の規定を適用する。この場合において、同法第十九条ノ三中「伝染病予防上」とあるのは、「後天性免疫不全症候群ノ予防ノタメ」とする。

前項の場合は、後天性免疫不全症候群を第二十一条の規定の適用については、同条中「此ノ法律中の予防に関する法律第十一条第一項ノ規定ニ依リ適用セラルル場合ヲ含ム」中とする。

限を定めて、感染者であるかどうかに関する医師の健康診断を受けるべきことを勧告することができる。

(都道府県知事の指示等)
第九条 都道府県知事は、第七条第一項の通報に
係る感染者若しくは前条第二項に規定する健康
診断により感染者であると確認された者又はそ
の保護者に対して、エイズの伝染の防止に関し
必要な指示を行うことができる。

第八条第一項の規定による勧告、同条第二項の規定による命令又は前条の規定による指示を受ける必要があると認めるときは、当該職員に、感染症第一項の通報に係る感染者若しくは同条第二項の通報に係る者〔右「へは」は感染者であると疑うに足りる正当な理由によるものとする。〕へは、感

る者

な理由のある者又はその保護者に対し、必要な質問をさせることができる。

前項の規定により質問をする当該職員は、
の身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求が
あつてときは、これを提示しなければならぬ。

(再審査請求)
第十三條 前条の規定により指定都市の長がした
処分に係る審査請求についての裁決に不服がある
者は、厚生大臣に対し再審査請求をするこ
とができる。

の法律の施行の日から一ヶ月以内に、文書をもつて、当該感染者の年齢、性別その他厚生省令で定める事項を当該感染者の居住地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。ただし、当該感染者が血液凝固因子製剤の投与により感染したと認められる場合その他厚生省令で定める場合は、この限りでない。

(出入国管理及び難民認定法の一部改正)

する。
附則に次の一項を加える。
(上陸の拒否の特例)
11 後天性免疫不全症候群の病原体に感染して
いる者であつて、多数の者にその病原体を感
染させるおそれがあるものは、当分の間、第
五条第一項第一号に掲げる患者とみなす。

右 教育職員免許法等の一部を改正する法律案

国会に提出する。

内閣總理大臣　竹下登

(教育職員免許法の一部改正)
第一条 教育職員免許法(昭和二十四年法律第五
四二二号)の一部を次のように改正する。

四十七号の一部を次のよう改訂する。
目次中「第九条」を「第九条の二」に改める。

第三条第二項は次のとおりとする。

第一号に掲げる教科の領域の一書は、本年正月より
びに教科に関する事項で文部省令で定めるよ
うの改定によって二つに分れてある。

の教授又は実習について特別が必要があることを認めるとときは、非常勤の講師に限り、第五各条六項の三つを受取者に許可を受けて、

第六項で定める権利者との間に相当の教員の相当免許状を有しない者があることが、充てることができる。

第四条第一項中「普通免許状」の下に「特別免許状」を加える。

第四条第二項から第四項までを次のように改める。

2 普通免許状は、学校の種類ごとの教諭の免許状及び養護教諭の免許状とし、それぞれ専修免許状、一種免許状及び二種免許状（高等学校教諭の免許状にあつては、専修免許状及び一種免許状）に区分する。

3 特別免許状は、学校（幼稚園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。

4 臨時免許状は、学校の種類ごとの助教諭の免許状及び養護助教諭の免許状とする。

第五条第五項中「免許状」を「普通免許状及び臨時免許状」に改め、同条に次の二項を加える。

6 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、次に掲げる教科又は事項について授与するものとする。

一 小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭の特別免許状は、音楽、図画工作、家庭及び体育

二 中学校教諭にあつては、前項第一号に掲げる各教科及び第十六条の三第一項の文部省令で定める教科

三 高等学校教諭にあつては、前項第二号に掲げる各教科及びこれらの教科の領域の一部に係る事項で第十六条の四第一項の文部省令で定めるもの並びに第十六条の三第一項の文部省令で定める教科

四 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

第六条第二項中「前条第三項及び」を「前条第一項及び第五項並びに」に改める。

第七条第一項の規定により、免許状の種類をその別により定めること

とされた文部省令で定める特殊の教科について授与するものとする。第五条第二項を次のように改める。

2 特別免許状は、教育職員検定に合格した者には、授与しない。

第五条第三項中「高等学校助教諭免許状」を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 前項の教育職員検定は、次の各号のいずれにも該当する者について、教育職員に任命し、又は雇用しようとする者が、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合において行う推薦に基づいて行うものとする。

一 学士の称号を有する者又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者

二 担当する教科に関する専門的な知識又は技能を有する者

三 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行ふに必要な熟練と識見を持つている者

四 第六項で定める授与権者は、第一項の教職員検定において合格の決定をしようとするときは、あらかじめ、学校教育に関する学識経験を有する者その他の文部省令で定める者の意見を聴かなければならない。

第五条に次の二項を加える。

6 免許状は、都道府県の教育委員会（以下「授与権者」という。）が授与する。

第七条の三 中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状は、それぞれ第四条第五項第一号又は第二号に掲げる教科のほか、これらの学校における教育内容の変化並びに生徒の進路及び特性その他の事情を考慮して文部省令で定める教科について授与することができる。

2 前項の免許状は、第五条第一項本文の規定によるほか、その免許状に係る教員資格認定試験に合格した者又は文部省令で定める資格を有する者に授与する。

3 前二項の文部省令を定めるに当たっては、文部大臣は、政令で定める審議会の意見を聴かなければならぬ。

第六条第二項中「前条第三項及び」を「前条第一項及び第五項並びに」に改める。

第九条の見出しを「（効力等）」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 特別免許状は、その免許状を授与したときとされた文部省令で定める特殊の教科について授与するものとする。

第六条第二項中「前条第三項及び」を「前条第一項及び第五項並びに」に改める。

第九条の見出しを「（効力等）」に改め、同条第二項から第五項まで「」を「第四条第二項から第五項まで」「」を「第四条第二項、第四項及び第五項」に改め、同条第三項を「第五項」に改め、同条第三項を削り、同条の次に次の二項を加える。

2 特別免許状は、その免許状を授与したときとされた文部省令で定める特殊の教科について授与するものとする。

第六条第二項中「前条第三項及び」を「前条第一項及び第五項並びに」に改める。

第七条の二 前条第一項に規定する学校又は育委員会規則で定める期間、その免許状を授

与した授与権者の置かれる都道府県においてのみ効力を有する。

第二章中第九条の次に次の二項を加える。

第九条の二 教育職員で、その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるよう努めなければならない。

第十六条の三の見出しを削り、同条第一項中「高等学校教諭免許状」を「高等学校教諭の普通免許状」に改め、同条第二項を次のように改め、同条を第十六条の四とする。

2 前項の免許状は、一種免許状とする。

第六条の二の次に次の二項を加える。

（中学校等の教員の特例）

第十六条の三 中学校教諭又は高等学校教諭の普通免許状は、それぞれ第四条第五項第一号又は第二号に掲げる教科のほか、これらの学校における教育内容の変化並びに生徒の進路及び特性その他の事情を考慮して文部省令で定める教科について授与することができる。

2 前項の免許状は、第五項に規定する。

附則第四項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第五項中「基く」を「基づく」に、「九十七条」を「九十七條」に、「第三項ただし書」を「第五項ただし書」に改める。

附則第七項中「中学校又は高等学校の教諭の一级普通免許状」を「中学校教諭の一種免許状又は高等学校教諭の專修免許状」に改め、同項の表第二欄中「中学校教諭 二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状」に、「高等学校教諭 二級普通免許状」を「高等学校教諭の一種免許状」に改める。

附則第八項中「第九条第二項」を「第九条第三項」に改める。

附則第九項中「第五条第三項本文」を「第五条本文」に改める。

附則第十項中「工業の教科についての高等学校教諭二級普通免許状」を「高等学校教諭の工業の教科についての一種免許状」に改める。

附則第十一項中「高等学校教諭の一種免許状」を「高等学校教諭の二級普通免許状」に改める。

附則第十二項中「高等学校教諭の二級普通免許状」を「高等学校教諭の二級普通免許状」に改める。

附則第十三項中「第五条第三項本文」を「第五条本文」に改める。

附則第十四項中「第五条第三項本文」を「第五条本文」に改める。

附則第十五項中「第五条第三項本文」を「第五条本文」に改める。

附則第十六項中「第五条第三項本文」を「第五条本文」に改める。

附則第十七項中「第五条第三項本文」を「第五条本文」に改める。

おいて養護訓練の教授を担任する教諭又は講師は、第三条第一項及び第二項本文並びに第

四条第二項及び第三項の規定にかかるわらず、前条第一項に規定するいざれかの学校において養護訓練の教授を担任するために必要な同

項の普通免許状又は第四条第七項の特別免許状を有する者であれば足りる。

第二十二条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中「若しくは第三項」を「第二項若しくは第五項」に改め、同条第二号中「基づいて」を「基づいて」に改める。

第二十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第三項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第四項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第五項中「基く」を「基づく」に、「九十七条」を「九十七條」に、「第三項ただし書」を「第五項ただし書」に改める。

附則第六項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第七項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第八項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第九項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第十項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第十一項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第十二項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第十三項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第十四項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第十五項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第十六項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第十七項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第十八項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

附則第十九項中「第二項」を「第二項本文」に改める。

の高等部を含む。以下この号において同じ。)において第一欄に掲げる実習を担任する助教講師及び高等学校において第一欄に掲げる実習を担任する教諭の職務を助ける実習助手(文部省令で定めるものに限る。)をいい、実習助手についての第三欄の実務証明責任者は、文部省令で定め
る。

職実お校校
務習いの
良旨をて高
明の好を

「九年以上」第一項に於ける「年数」は、該等の修業の年数を以て之を算するものと解する。即ち、終学校を卒業し、又は修了するに至るまでの学校における修業の年数が通算して九年に不足するものについては、二の項中「九年以上」とあるのは、「九年に不足する年数に二を乗じて得た年数を九年に加えた年数以上」と読み替えるものとする。

附則第十二項中「ハの項」を「ニの項」に、「高等学校教諭一級普通免許状」を「高等学校教諭の一種免許状」に、「当該一級普通免許状」を「当該一種免許状」に、「高等学校教諭一級普通免許状」を「高等学校教諭の專修免許状」に改める。

附則第十三項中「工業の教科について高等学校教諭免許状」を「高等学校教諭の工業の教科について

〔第一項〕を〔第一項本文〕に改める。
附則第十五項中「養護教諭二級普通免許状又は保健の教科についての中学校教諭二級普通免許状」を「養護教諭の一種免許状又は中学校教諭の保健の教科についての一種免許状」に改める。
附則第十七項中「別表第三備考第三号の二」を「別表第三備考第一号」に改める。

別表第一(第五条関係)

中学校教諭	二種免許状	小学校教諭		免許状の種類	所要資格	第一欄	
		専修免許状	一種免許状			基 硏 資 格	第二欄
と。 十二。単位以上を修得するこ と。	大学に二年以上在学し、六 年を修得するこ	修士の学位を有すること。	大学に二年以上在学し、六 年を修得すること。	修士の学位を有すること。	学士の称号を有すること。	一八	第三欄
二〇	四〇	四〇	一〇	一八	一八	四一	第四欄
一五	一九	一九	二七	四一	四一	二四	第五欄
		一四					第六欄

昭和六十二年十一月八日 総議院会議録第十四号 教育職員免許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一(第五条関係)

論 教 護 養		免許状の種類	所要資格		
二種免許状	一種免許状		専修免許状	修士の学位を有すること。	基礎資格
口 定により保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受けている規こと。	イ 教育養成機関に二年以上在学する。六 大学又は文部大臣の指定する養護	口 定により保健婦の免許を受けた後、文部大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	イ 学士の称号を有すること。	四〇	四〇
口 保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により保健婦の免許を受けている規こと。	ハ 大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学すること。	ハ 大臣の指定する養護教諭養成機関に二年以上在学すること。	四	一六	一六
	三〇	一二	八		二四
	一二	一〇			

るに相当する課程において修得するものとする。

八 前号の認定課程には、第三欄に定める専門教育科目的単位のうち、教職に関するもの又は特殊教育に関するものの単位を修得させるために大学が設置する修業年限を一年とする課程を含むものとする。

九 専修免許状に係る第三欄に定める専門教育科目的単位数のうち、その単位数からそれが同一種免許状に係る同欄に定める専門教育科目的各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、大学院の課程又は大学の専攻科の課程若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

一〇 中学校教諭の音樂及び美術の各教科についての免許状並びに高等学校教諭の数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、工業、商業、水産及び商船の各教科についての免許状については、当分の間、この表の中学校教諭の項及び高等学校教諭の項中教職に関するものの欄に定める単位数（専修免許状に係る単位数については、前号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関するものについて修得することができる。

備考

一 専修免許状に係る第三欄に定める養護又は教職に関するものの単位は、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程若しくは文部大臣の指定するこれに相当する課程において修得するものとする。

二 この表の一欄免許状のロの項又はハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により車修免許状の授与を受けようとするときは、専修免許状に係る第三欄に定める単位数のうち一種免許状のイの項に定める単位数については既に修得したものとみなす。

別表第三(第六条関係)

幼稚園教諭		高等学校教諭		中学校教諭		小学校教諭		専修免許状		所要資格		第一欄			
二種免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	二種免許状	一種免許状	受けようとする免許状の種類	必要とすることを掲げる第二欄に定める教員と該学の教員(当該学の教員のうち)に該する者	第二欄に定める各免許状を掲げる教員又は当該学校の講師(これらに該する者)	第一欄に掲げる教員及び養護学校の各部の教員を含む。として良好的な成績で勤務した後、第一欄に定める各免許状を取得する者	第一欄に定める各免許状を有する旨を証明する最低在職年数	第一欄に定める各免許状を有する旨を証明する最低在職年数
臨時免許状	二種免許状	一種免許状	二種免許状	第三欄に該する者	第三欄に該する者	第三欄に該する者	第三欄に該する者	第三欄に該する者							
六	五	三	五	三	六	五	三	六	五	一五	四五	四五	四五	四五	
四五	四五	一五	四五	一五	四五	四五	四五	四五	四五	一五	四五	四五	四五	四五	

八 保健婦助產婦看護婦法第五十一条

第一項の規定は該当すること又は同条第三項の規定により免許を受けていること。

備考

一 実務の検定は第三欄により、学力の検定は第四欄によるものとする（別表第六及び別表第七の場合においても同様とする。）。

別表第七の場合においても同様とする。第三欄の学校の教員についての同欄の実務証明責任者は、国立又は公立の学校の教

の理事長とする（別表第五の第一欄並びに別表第六及び別表第七の第二欄の場合においても同様とする。）。

三一 第三欄の「第一欄に掲げる教員」には、これに相当するものとして文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に從事する者を含むものとし、その者についての第三欄

三欄の実務証明責任者については、文部省令で定める。
第二欄の単立校は、文部大臣の指定する認可教諭證成機關において修得した単位、

文部省の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育において修得した単位マ
ークがついて、就職活動で役立つことがあります。

合における同様とする。)。

五、この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者は、一、第三欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超過する在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を用いて計算することができる（別表第六の場合においても同様とする。）。

る最低在職年数を超える在職年数があるときは、三単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第四欄に定める最低単位数から六単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる（別表第六及び別表第七の場合においても同様とする。）。

七 二種免許状を有する者で教育職員に任命され、又は雇用された日から起算して十二年を経過したもの（幼稚園の教員を除く。）の勤務する学校の所在する都道府県の授与権者は、当該十二年を経過した日（第九号において「経過日」という。）から起算して三年の間ににおいて、当該者の意見を聴いて、一種免許状を取得するのに必要とする単位を修得することができる大学の課程、文部大臣の認定する講習、大学の公開講座若しくは通信教育又は文部大臣が大学に委嘱して行う試験（次号及び第九号において「大学の課程等」という。）の指定を行う。

八 前号に規定する者を任命し、又は雇用する者は、前号の規定により指定される大学の課程等において当該者が単位を修得することができる機会を与えるよう努めなければならない。

昭和六十三年十一月八日 衆議院会議録第十四号 教育職員免許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

九 第七号の規定により大学の課程等の指定を受けた者で経過日から起算して三年を経過する日までに一種免許状を取得していないものについては、第五号の規定にかかわらず、当該日の翌日以後は、第四欄に定める最低単位数は同欄に定める単位数とする。

別表第四(第六条関係)

別表第五(第六条関係)

昭和六十三年十一月八日 衆議院会議録第十四号 教育職員免許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

論教護養		受けようとする免許状の種類	所要資格	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
二種免許状	一種免許状						
臨時免許状	一種免許状	有することを必要とする養護教諭又は養護の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、各相當の学校で勤務した旨の実績で勤務と有することを有する最低在職年数	五	六	七	八
二種免許状	二種免許状	有することを必要とする養護教諭又は養護の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、各相當の学校で勤務した旨の実績で勤務と有することを有する最低在職年数	三	四	五	六
二種免許状	二種免許状	有することを必要とする養護教諭又は養護の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、各相當の学校で勤務した旨の実績で勤務と有することを有する最低在職年数	一五	一六	一七	一八
二種免許状	二種免許状	有することを必要とする養護教諭又は養護の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、各相當の学校で勤務した旨の実績で勤務と有することを有する最低在職年数	三〇	三一	三二	三三

別表第六(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
専修免許状	第一欄	第二欄	第三欄
二種免許状	二種免許状	第三欄	第四欄
二種免許状	二種免許状	四種	五種
二種免許状	二種免許状	五種	六種
二種免許状	二種免許状	六種	七種

別表第六(第六条関係)

- 一 実務の検定は第二欄により、学力の検定は第三欄によるものとする。
- 二 第二欄の「当該実習を担任する教員」には、これに相当するものとして文部省令で定める学校以外の教育施設において教育に従事する者を含むものとし、その者については同欄の実務証明責任者については、文部省令で定める。
- 三 この表の規定により一種免許状又は二種免許状の授与を受けようとする者について、第二欄に定める最低在職年数を超える在職年数があるときは、五単位にその超える在職年数を乗じて得た単位数（第三欄に定める最低単位数から十単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における最低在職年数を超える在職年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。

- 四 この表の規定により専修免許状の授与を受けようとする者について、第二欄に定める勤務の年数が三年以上あるときは、三単位にその超える年数を乗じて得た単位数（第三欄に定める最低単位数から六単位を控除した単位数を限度とする。）を当該最低単位数から差し引くものとする。この場合における三年を超える勤務の年数には、文部省令で定める教育の職における在職年数を通算することができる。

年以上高等学校において当該実習を担任する教員として良好な成績で勤務したことの実務証明責任者の証明を有すること。

一〇

盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭		受けようとする免許状の種類	所要資格	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
二種免許状	一種免許状						
小学校、中学校又は幼稚園の普通免許状	盲学校、聾学校の教諭又は養護学校の教諭の二種免許状	盲学校、聾学校の教諭又は養護学校の教諭の二種免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、各相當の学校で勤務した旨の実績で勤務と有することを有する最低在職年数	三	三	三	三
小学校、中学校又は幼稚園の普通免許状	盲学校、聾学校の教諭又は養護学校の教諭の二種免許状	盲学校、聾学校の教諭又は養護学校の教諭の二種免許状	第二欄に定める各免許状を取得した後、各相當の学校で勤務した旨の実績で勤務と有することを有する最低在職年数	六	六	一五	一五

別表第七(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
専修免許状	第一欄	第二欄	第三欄
二種免許状	二種免許状	第三欄	第四欄
二種免許状	二種免許状	四種	五種
二種免許状	二種免許状	五種	六種
二種免許状	二種免許状	六種	七種

備考

一 この表の規定により一種免許状を受けようとする者が、別表第一の二種免許状のロの項の規定により授与された二種免許状を有するときは、一種免許状の項第三欄中「三」とあるのは「一」と、同項第四欄中「二〇」とあるのは「一〇」と読み替えるものとする。

- 二 この表の規定により二種免許状を受けようとする者が、保健婦助産婦看護婦法第七条の規定により看護婦の免許を受けている場合においては、二種免許状の項第三欄に定める最低在職年数に満たない在職期間（一年未満の期間を含む。）があるときも、当該在職年数を満たすものとみなし、同項第四欄中「三〇」とあるのは、「一〇」と読み替えるものとする。
- 三 第二欄の臨時免許状を有する者は、当分の間、これに相当する者として文部省令で定める者を含むものとし、その者についての二種免許状の項第三欄及び第四欄の規定の適用については、当該文部省令で定める者となつたことをもつて臨時免許状の取得とみなす。
- 四 第三欄の「養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部省令で定める。

昭和六十三年十一月八日 衆議院会議録第十四号

教育職員免許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

一一一

(教育職員免許法施行法の一部改正)

第二条 教育職員免許法施行法（昭和二十四年法）（律第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表第一号中「教員の二級普通

免許状」を「教諭の二種免許状」に改め、同表第二号から第五号までの下欄中「教員」を「助教諭」

に改め、同表第六号中「一級普通免許状」を「二

種免許状」に改め、同表第七号中「中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状並びに小学校の

教員」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校

教諭の一種免許状並びに小学校助教諭」に改め、
同表第八号中「中学校及び高等学校の教員の一

級普通免許状並びに小学校の教員」を「中学校教

論の一種免許状及び高等学校教諭の専修免許状並びに小学校助教論にて改め、同表第九号中「幼

幼稚園の教員の二級普通免許状及び小学校の教

員」を「幼稚園教諭の二種免許状及び小学校助教論」に改める。

第二条第一項の表第一号中「教員の二級普通

免許状」を「教諭の二種免許状」に改め、同表第二号及び第三号中「中学校の教員の二級普通免

「許状」を「中学校教諭の二種免許状」に、「高等学

校の教員」を「高等学校の助教論」に改め、同表

「及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「教

論の二種免許状及び高等学校教諭の一級免許

普通免許状並びに中学校及び高等学校の教員の

中学校教諭の一種免許状及び高等學校教諭の專
一級普通免許状」を「小学校教諭の二種免許状、

「修免許状」に改め、同表第六号中「教員」を「助教

論」に改め、同表第七号中「中学校及び高等学

校の教員の二級普通免許状」を「及び中学校の教諭の二種免許状並びに高等学校教諭の一級免許状」に改め、同表第七号の二中「中学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状」に改め、同表第七号の三及び第七号の四中「教員の二級普通免許状」を「教諭の二種免許状」に改め、同表第八号中「小学校の教員の二級普通免許状」を「小学校教諭の二種免許状」に改め、同表第九号及び第十号の下欄中「教員」を「助教諭」に改め、同表第十一号中「小学校の教員」を「小学校助教諭」に改め、同表第十二号中「中学校及び高等学校の教員」を「中学校教諭の二級普通免許状並びに小学校の教員」を「中学校教諭の二種免許状並びに高等学校教諭の二種免許状」に改め、同表第十三号及び第十四号中「中学校及び高等学校の教員」を「中学校教諭の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状」に改め、同表第十五号中「小学校の教員」を「小学校助教諭」に、「並びに中学校及び高等学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一級免許状」に改め、同表第十五号の二中「小学校の教員」を「小学校助教諭」に、「並びに中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状」に改め、同表第十六号及び第十七号中「中学校的教員」を「中学校助教諭」に改め、同表第十八号中「中学校の教員」を「中学校教諭の二種免許状」に改め、同表第十九号中「高等学校の教員」を「中学校教諭の二級普通免許状」に改め、同表第二十号の下欄中「教員」を「助教諭」に改め、同表

第二十号の二中「中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一級免許状」に改め、同表第二十号の三中「教員」を「助教諭」に改め、同表第二十号の四中「中学校及び高等学校の教員の二級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の一級免許状」に改め、同表第二十号の五中「中学校及び高等学校の教員の一級普通免許状」を「中学校教諭の二種免許状及び高等学校教諭の二種免許状」に改め、同表第一一号中「二級普通免許状」を「二種免許状」に改め、同表第一二号中「二級普通免許状」を「二種免許状」に改め、同表第一二号中「るう学校の教員の二級普通免許状」を「るう学校の教諭の二種免許状」に改め、同表第一二三号中「るう学校の教員」を「るう学校の助教諭」に改め、同表第二十四号中「幼稚園の教員」を「幼稚園助教諭」に改め、同表第二十四号の二の下欄中「幼稚園の教員」を「幼稚園教諭」に改め、同表第二十四号の三中「幼稚園の教員の二級普通免許状」を「幼稚園教諭の二種免許状」に改める。
第二条中「るう学校」を「るう学校」に改める。
(教育職員免許法の一部を改正する法律の一部
改正)

助教論免許状」を「高等学校助教論の臨時免許状」に、「二級普通免許状」を「一種免許状」に改める。
附則第十項中「一級普通免許状又は二級普通免許状」を「一種免許状」に改める。
附則第十一項中「二級普通免許状」を「一種免許状」に、「教員」を「助教論」に改める。
附則第十二項中「小学校教諭二級普通免許状」を「小学校教諭の二種免許状」に、「小学校助教論免許状」を「小学校助教論の二種免許状」に、「小学校助教論の臨時免許状」に、「幼稚園教諭二級普通免許状」を「幼稚園教諭の二種免許状」に、「幼稚園助教論免許状」を「幼稚園助教論の臨時免許状」に、「二級普通免許状」を「二種免許状」に改める。
附則第十三項中「小学校教諭二級普通免許状」を「小学校教諭の二種免許状」に、「小学校助教論免許状」を「小学校助教論の臨時免許状」に、「専門科目」を「二種免許状」に改める。
附則第十五項中「中学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状」を「中学校教諭の一種免許状又は二級普通免許状」に、「中学校助教論免許状」を「中学校助教論の臨時免許状」に、「専門科目」を「専門教育科目」に改める。
附則第十六項中「高等学校の教諭の一級普通免許状又は二級普通免許状」を「高等学校教諭の一種免許状又は二級普通免許状」に、「高等学校助教論免許状」を「高等学校助教論の臨時免許状」に、「甲教科」であつては教科に関する専門科目十五単位、乙教科であつては教科に関する専門科目十単位及びそれぞれの教職に関する専門科目三単位は「」を「教科に関する専門科目十五単

位及び教職に関する専門教育科目三単位は」に改める。

附則第十七項中「一級普通免許状」を「一種免許状」に改める。

附則第十八項中「二級普通免許状」を「二種免許状」に、「備考第一号の二」を「備考第三号」に改める。

附則第十九項中「に二級普通免許状」を「に養

護教諭の二種免許状」に、「この二級普通免許状」を「この二種免許状」に、「一級普通免許状」を「養

護教諭の二種免許状」に、「一級普通免許状」を「養護教諭の一種免許状を授与する場合及びこの一種免許状を授与された者に養護教諭の専修免許状」に改める。

附則第二十項中「第五条第三項本文」を「第五

条第五項本文」に改める。

附則第二十一項中「第五条第三項」を「第五条第五項」に、「同条第三項ただし書」を「同条第五項ただし書」に改める。

附則第二十三項中「に二級普通免許状」を「にそれぞれの一種免許状」に、「この二級普通免許

状」を「この一種免許状」に、「一級普通免許状」を「それぞれの専修免許状」に改める。

附則第二十三項中「に二級普通免許状」を「に

第五項本文」に改める。

附則第二十一項中「第五条第三項」を「第五条第五項」に、「同条第三項ただし書」を「同条第五項ただし書」に改める。

附則第二十三項中「に二級普通免許状」を「に

それぞれの一種免許状」に、「この二級普通免許

状」を「この一種免許状」に、「一級普通免許状」を「それぞれの専修免許状」に改める。

附則第二十三項中「に二級普通免許状」を「に

第五項本文」に改める。

附則第二十一項中「第五条第三項」を「第五条第五項」に、「同条第三項ただし書」を「同条第五項ただし書」に改める。

第五条 教育職員免許法の一部を改正する法律
(昭和三十九年法律第百三十七号)の一部を次の
ように改正する。

附則第二項中「第十六条の三第一項」を「第十
六条の四第一項」に改める。

附 則

この法律は、昭和六十四年四月一日から施行

する。

1 この法律の施行の際に第一条の規定による
改正前の教育職員免許法(以下「旧法」という。)
第二条の規定による改正前の教育職員免許法施
行法(以下「旧施行法」という。)、第三条の規定
による改正前の教育職員免許法の一項を改正す

る法律若しくは第四条の規定による改正前の教
育職員免許法等の一部を改正する法律の規定に
より授与され、又は旧施行法の規定により交付
を受けている次の表の上欄に掲げる教員の種類
との同欄に掲げる免許状(以下「旧免許状」と
いう。)は、それぞれこれに対応する教員の種類
との同表の下欄に掲げる第一条の規定による
改正後の教育職員免許法(以下「新法」という。)
の規定による免許状(以下「新免許状」という。)
とみなし、旧免許状を有する者は、この法律の
施行の日において、それぞれ新免許状の授与を
受けたものとみなす。

	旧		免		許		状		新		免		許		
	小学校教諭	中学校教諭	幼稚園教諭	盲学校教諭	聾学校教諭	養護学校教諭	高等学校教諭		一級普通免許状	二級普通免許状	一級普通免許状	二種免許状	二級普通免許状	專修免許状	一種免許状
備考	中学校教諭及び高等学校教諭の免許状について	は、それぞれ教科に応ずるものとする。													

3 教科の領域の一部に係る事項で旧法第十六条
の三第一項の文部省令で定めるものに係る高等
学校教諭免許状(以下この項において「高等学校
教諭免許状」という。)は、新法第十六条の四第
四項の高等学校教諭の一種免許状(以下この項
において「一種免許状」という。)とみなし、高等
学校教諭免許状を有する者は、この法律の施行
の日において、一種免許状の授与を受けたものと
みなす。

4 昭和六十五年四月一日前に大学又は文部大臣
の指定する教員養成機関若しくは養護教諭養成
機関に在学した者で、これらを卒業するまでに
旧法別表第一又は別表第二に規定するそれぞれ
の普通免許状に係る所要資格を得たものに対する
新法別表第一又は別表第二の規定の適用につ
いては、当該所要資格を得た者は、それぞれ
該所要資格に係る旧免許状に対応する新免許状
に係る所要資格を得たものとみなす。

5 第二条の規定による改正後の教育職員免許法
施行法(以下「新施行法」という。)第一条若しく
は第二条の規定若しくは第三条の規定による改
正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附
則第十項の規定により一種免許状(高等学校教
諭の一種免許状を除く。以下この項において同
じ。)の交付若しくは授与を受けることができる
者、附則第二項の規定により一種免許状の授与
を受けたものとみなされる者又は前項の規定に
より一種免許状に係る所要資格を得たものとみ
なされる者で、昭和六十五年四月一日前に大学
院(大学・短期大学を除く。以下この項において
同じ。)の専攻科又は文部大臣の指定するこれに
相当する課程を含む。)に在学し、昭和六十八年
三月三十一日までに修士の学位を得たもの(大
学の専攻科又は文部大臣の指定するこれに相当
する課程に一年以上在学し、三十単位以上を修
得した者を含む。)は、新法別表第一又は別表第
二に規定する専修免許状に係る所要資格を得た
ものとみなす。

6 新施行法第一条若しくは第二条の規定若しく
は第三条の規定による改正後の教育職員免許法
の一部を改正する法律附則第十項の規定により
一種免許状の交付若しくは授与を受けることが
できる者、附則第二項の規定により一種免許状
の授与を受けたものとみなされる者又は附則第
四項の規定により一種免許状に係る所要資格を
得たものとみなされる者が、新法別表第一又は
別表第二の規定により、それぞれの専修免許状
の授与を受けようとするときは、これらの別表
の専修免許状に係る専門教育科目の欄に定める
単位数のうち一種免許状に係る専門教育科目の

欄に定める単位数（別表第二の場合について）は、イの項に係る単位数）は、既に修得したものとみなす。

7 新施行法第一条若しくは第二条の規定、第三

条の規定による改正後の教育職員免許法の一部を改正する法律附則第十項の規定若しくは第四

条の規定による改正後の教育職員免許法等の一部を改正する法律附則第六項の規定により二種免許状の交付若しくは授与を受けることができる者、附則第二項の規定により二種免許状の授与を受けたものとみなされる者又は附則第四項

の規定により二種免許状に係る所要資格を得たものとみなされる者が、新法別表第一又は別表

第二の規定により、それぞれの一種免許状の授与を受けようとするときは、これらの別表の一

種免許状に係る専門教育科目の欄に定める単位数のうち二種免許状に係る専門教育科目の欄に

定める単位数は、既に修得したものとみなす。

8 この法律の施行の際現に教育職員である者につての新法別表第一盲学校教諭、聾学校教諭又は養護学校教諭の項中一種免許状に係る同表第二欄に掲げる基礎資格については、学士の称

号を有することを要しない。

9 附則第二項の規定により新免許状の授与を受けたものとみなされる者が、新法別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七（以下この項及び次項において「新法別表」という。）の規定により、それぞれ新法別表的第一欄に掲げる免許状の授与を受けようとするときは、新法別表の規定による最低在職年数若しくは勤務の年数又は最低単位数の算定については、新免許状に対応する旧免許状の授与又は交付を受けた後、旧法

別表第三、別表第五、別表第六又は別表第七（以下この項において「旧法別表」という。）の第一欄に掲げる学校の教員として在職した年数を新施行法第一条若しくは第二条の規定により修得した年数に通算し、及び、旧法別表の規定により修得した単位数（高等学校教諭以外の教諭の一级普通免許状及び養護教諭の一級普通免許状については、これらの旧免許状に係る所要資格を得た後、大学において修得した単位を含む。）をそれぞれ新法別表の規定により修得した単位数に合算することができる。

10 附則第二項の規定により小学校、中学校、盲学校、聾学校、養護学校若しくは幼稚園の教諭若しくは養護教諭の二種免許状又は高等学校教諭の一種免許状の授与を受けたものとみなされる者に対する新法別表の規定の適用について

は、昭和六十九年三月三十一日までにこれらの新免許状に對応するそれぞれの旧免許状に係る所要資格につき旧法別表第二備考第六号に規定する要件を満たした者は、それぞれ新法別表の第一欄に掲げる免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

11 この法律の施行の際現に教育職員である者については、新法別表第七号から第九号までの規定は、適用しない。

でこれら的新免許状と同等の他の教科についての免許状に對応するそれぞれの旧免許状に係る所要資格を得た者は、それぞれ当該他の教科についての免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

12 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

13 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

14 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお從前の例による。

でこれら的新免許状と同等の他の教科についての免許状に對応するそれぞれの旧免許状に係る所要資格を得た者は、それぞれ当該他の教科についての免許状に係る所要資格を得たものとみなす。

15 小学校等の教諭の二級普通免許状を二種免許状とすること。

2 教育職員検定により普通免許状の授与を受けるための規定の整備を行い、上級の免許状の授与を受ける場合において、必要とする最低在職年数及び最低修得単位数を定め、最低

在職年数を超える在職年数がある場合にそれに応じて最低修得単位数を遞減すること。

なお、二種免許状を有する者で教員に採用されたものに對して、一種免許状の取得の努力義務を課し、授与権者及び任命権者は、これら

の教員（幼稚園教員を除く。）について一

種免許状を取得させるための措置を講ずること。

されるとともに、現行の一級普通免許状を取得する場合に十五年以上の在職経験のある者

は、単位修得を要しないとする特例は廃止すること。

3 教諭の免許状として、新たに特別免許状を設けること。

1 論案の目的及び要旨

本案は、臨時教育審議会等の答申を受けて、教員の資質の保持と向上等を図るため、所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 普通免許状の種類を次の三種類に改める。

(1) 特別免許状は、小学校、中学校、高等学校、盲、聾、養護学校の教科又は教科の領域の一部に係る事項について、専門的な知識・技能を有し、社会的信望等のある者について、任命権者の推薦に基づいて、授与

権者が行う教育職員検定に合格した者に授与するものとすること。

(2) 特別免許状は、授与したときから三年以下の専修免許状を新たに設けること。

適用については、昭和六十九年三月三十一日ま

上十年以内において都道府県の教育委員会

- 規則で定める期間、その免許状を授与したこと。
- 都道府県においてのみ効力を有するものとすること。
- 4 教科の領域の一部に係る事項等の教授又は実習を担当する非常勤講師については、免許状の授与権者の許可を受けて、免許状を有しない者を充てることができる」とする。
- 5 大学において普通免許状の授与を受けるために修得することを必要とする専門教育科目の単位数を引き上げること。
- 6 教職に関する専門教育科目又は特殊教育に関する専門教育科目の単位を修得させるために、大学に一年の課程を設置し、そこにおける単位数を引き上げること。
- 7 この法律は、昭和六十四年四月一日から施行すること。ただし、普通免許状の授与を受けるため大学において修得することを必要とする単位の修得により、一種免許状又は專修免許状を取得することができるものとすること。
- 8 この法律の施行にあたつて、改正前の旧免許状を有する者は、施行の日において改正後の新免許状の授与を受けたものとみなすことなど所要の経過措置並びに教育職員免許法施行法等について規定の整備を行うこと。
- 二 議案の可決理由
- 本案は、妥当であると認め、可決すべきものと議決した次第である。

規則で定める期間、その免許状を授与したこと。

都道府県においてのみ効力を有するものとすること。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十三年十一月四日

文教委員長 中村 靖
衆議院議長 原 健三郎殿

[別紙]

教育職員免許法等の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

政府は、教育職員の免許の重要性にかんがみ、

次のことについて、特段の配慮をすべきである。
一 教育職員の免許法等の一部改正の趣旨にかんがみ、学歴社会の助長につながつたり、学校における教職員の協力体制の支障にならないよう、運用に努めること。

一 普通免許状の三種別化による人事、給与上の不利益な取扱いを行わないこと。

一 二種免許状を所持する教員が一種免許状を、

一 種免許状を所持する教員が專修免許状を得しようとする場合は、本人の意見に配慮すること。

二種免許状から一種免許状への変更が公平・適切に行われるよう配慮すること。

一 特別免許状の授与に当たつては、大学における教員養成の原則が堅持できるよう適切に行うこと。

また、免許状を有しない非常勤講師制度については、免許状主義の原則に照らして適切に運用すること。

教育職員免許法等の一部を改正する法律案及び同報告書

なお、教員養成大学・学部についても大学院を含め、その整備充実に努めること。

去る一日は、会議を開くに至らなかつたので、ここに議事日程を掲載する。

第一 後天性免疫不全症候群の予防に関する法律案(第百八回国会、内閣提出)

午後一時開議

昭和六十三年十一月一日(火曜日)

議事日程 第九号

昭和六十三年十一月八日 衆議院会議録第十四号

明治二十五年三月三十日
官報局印

発行所
〒 105 東京都港区虎ノ門二丁目三番四号
大蔵省印
電報課
ダム
(モニターリング)
監視局
一定価
一〇円都